平成２８年（フ）第１７５号
新潟市東区大形本町４丁目９番11号
債務者　小嶋　和義
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８３号
新潟市西区小針藤山17番18号　県営アパート14号
債務者　後藤　澄子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１３号
福井市照手４丁目12番16号　加藤央第３コーポ南館201号室
債務者　小原由紀子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８１号
長野県安曇野市豊科5659番地
債務者　小田中清子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第９３号
長野県塩尻市大字北小野13239番地７
債務者　古畑　恵子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第９号
香川県高松市木太町1642－１、前住所長野県飯田市北方56番地１
債務者　善生　明美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３６号
長野県下伊那郡阿智村春日2072番地
債務者　宮下　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２５号
長野県上伊那郡宮田村6195番地183　県住52号
債務者　小林真由美
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第９１号
静岡県富士市岩淵182番地の17　富士ビューハイツ102号
債務者　望月　陽子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１４７号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目７番20号　サリュー塚口602
債務者　田中　一代
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５６号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目13番地
債務者　北村米酒店こと　北村　邦雄
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１９号
兵庫県尼崎市神田北通８丁目227番地
債務者　国本秀夫こと　李　　相大
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０号
兵庫県豊岡市出石町寺町676番地の３
債務者　仲西奈津子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
徳島県三好市池田町サラダ1794番地４（住民票上の住所徳島県三好市池田町サラダ1798番地２）、前住所東京都目黒区自由が丘１丁目18番１号　アパートメントハウス自由が丘101，東京都目黒区中町１丁目25―31　目黒サンフラット201
債務者　永瀬　　礼
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第４２号
福岡県直方市大字上新入2341番地１
債務者　山口　智恵
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第２３号
福岡県筑後市大字久富715番地　県営住宅久富団地３棟206号
債務者　大津小百合
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第４４号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳1182番地１
債務者　山田ルミ子（旧姓浅川）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係